

一 第1章 通則 一

大雪地区広域連合財政状況の公表に関する条例

平成15年 9月 3日

条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条で準用する法第243条の3第1項の規定に基づき、財政に関する事項（以下「財政状況」という。）の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表の期日)

第2条 財政状況の公表は、毎年6月1日及び12月1日に行うものとする。

2 天災その他避けることのできない事由により、前項の期日に財政状況を公表することができないときは、広域連合長は、その事由のやんだときから1月以内に公表しなければならない。

(公表の内容)

第3条 前条第1項の規定により6月1日に公表する財政状況においては、前年10月1日から3月31日までの期間における次に掲げる事項を記載し、かつ、財政の動向及び広域連合長の財政方針を明らかにするものとする。

(1) 収入及び支出の状況

(2) 住民の負担の状況

(3) 財産並びに公債及び一時借入金の現在高

(4) その他広域連合長において必要と認める事項

2 前条第1項の規定により12月1日に公表する財政状況においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項及び前年度の決算状況を記載するものとする。

3 広域連合長が必要と認めたときは、財政状況の記載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書をその付表として添付しなければならない。

(公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、大雪地区広域連合公告式条例（平成15年大雪地区広域連合条例第1号）の定めるところにより行う。

2 財政状況は、前項の規定によるほか、公表の日から1年間は、大雪地区広域連合事務所において閲覧することができる。

3 前項の規定による閲覧の請求及びその方法に関し必要な事項は広域連合長がこれを定める。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政状況の公表について必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、平成15年9月3日から施行する。